

## いじめを速やかに解消した事例1 (小学校第5学年女子)

### ～早期対応を意識した組織的な対応～

#### 問題の把握

11月に全校で実施したアンケートに、「いじめを受けている」との記載があり、担任が当該児童に個別面談したところ、「学級の友だち数名から、にらまれたり、陰口を言われたりしている。」カバンに石や砂を入られる。」という事実を把握した。

#### 対応状況

対応の経過	学校の対応状況	教育委員会の対応状況
11月20日 ○いじめの状況の把握 ○指導方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートの記載内容を受け、担任、生徒指導部、管理職で対応策を検討するとともに、教育委員会へ報告した。</li> </ul>	<p>＜組織的な対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任で対策チームを組織する。</li> <li>指導方針を決定し、役割を分担する。</li> </ul>
11月21日 ○正確な事実の確認 ○保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを受けた児童と担任が面談を行うとともに、生徒指導部、学年主任等がいじめた児童から個々に事情を聞き、事実関係を整理した。</li> <li>事実確認後、当該児童の保護者に対し、すぐに事実及び学校の指導方針等を説明した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校からの報告を受け、①いじめの状況を把握すること。</li> <li>②家庭訪問を行い、保護者とともに話し合い、学校の指導方針に理解・協力を求めた上で指導すること。</li> <li>③いじめを受けた児童の心のケアに当たること。</li> </ul> <p>などについて指導助言した。</p>
11月22・23日 ○被害児童へのケア ○加害児童への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任及び生徒指導主事が同席し、当該児童同士が互いの思いを話し合った後、いじめた児童に対し、個別に指導した。</li> </ul>	<p>【教育局の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会に対し、①継続して児童の状況をきめ細かく把握すること。</li> <li>②教育相談体制を整えること。</li> <li>③保護者に対して、子どもの様子及び学校の取組について正確に伝えること。</li> </ul> <p>について指導助言した。</p>
11月24日 12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>その後も担任や養護教諭による観察を継続し、いじめを受けた児童から同様の行為はなくなつたことを確認した。</li> </ul>	
12月9日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>参観日の懇談会で、学級の状況や指導の方針等について保護者に説明した。</li> <li>校内の指導体制を全職員で再確認するとともに、日常的な教育相談を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も学校と連絡を密にし、動向を見守っていく事を確認した。</li> </ul>
○いじめの未然防止に向けて ○教育相談の充実		

#### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・対策チームを設置するなど、組織的に取り組むこと。
- ・いじめの事実関係を正確に把握し、児童への適切な指導に当たること。
- ・速やかに保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告し助言を得るなど、連携を図ること。

## 認知したいじめを速やかに解消した事例1 (小学校第5学年男子)

### ～校内の役割を明確にした組織的・継続的な対応～

#### 問題の把握

5月に当該児童の保護者から担任に「子どもが同学年の児童から無視される」との訴えがあり、担任及び養護教諭が個別に教育相談を実施し、いじめの事実を確認した後、校内いじめ防止対策委員会による対応を進めた。

#### 対応状況

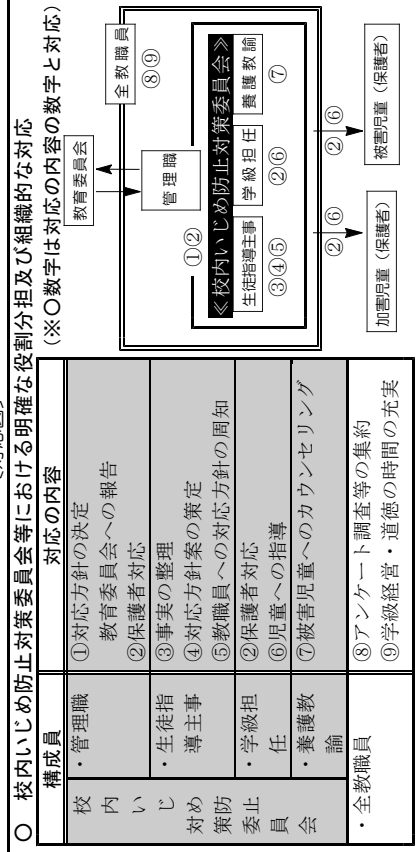
##### 〔対応の経過〕

#### ○校内いじめ防止対策委員会による指導の方針の決定及び継続的な状況把握

・当該学年の児童を対象にアンケート調査等を行い、保護者間の認識の違いが見られたことから、情報の収集と正確な事実確認を行った上で、学校としての方針に基づく指導を徹底した。



##### 〔対応図〕



#### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

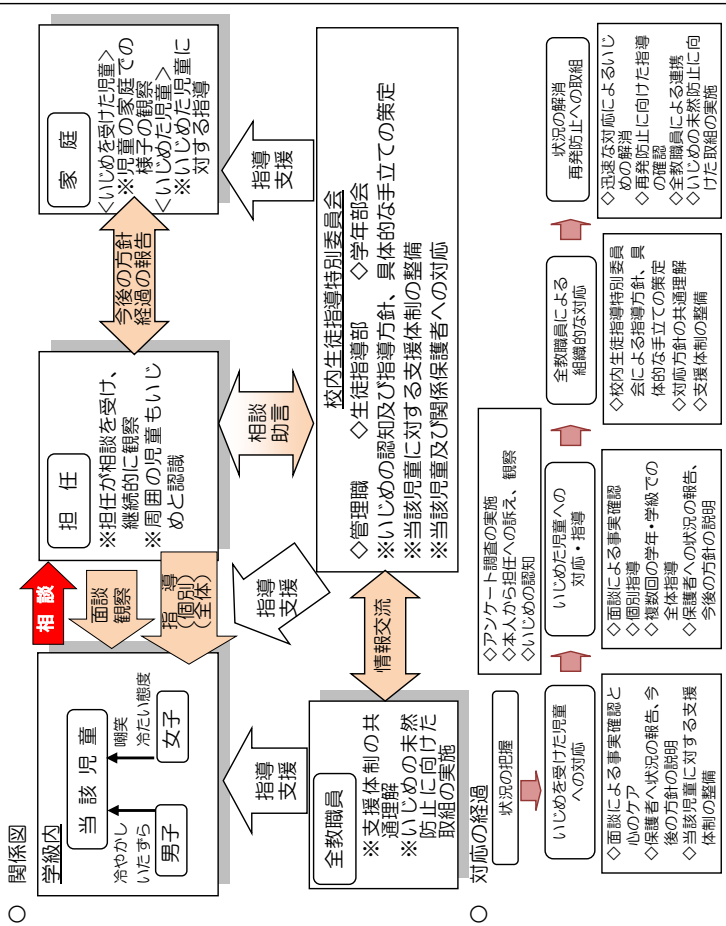
- ・事実把握の時点から校内いじめ防止対策委員会を機能させ、組織的かつ速やかに対応すること。
- ・事実確認を迅速かつ丁寧に行うなど、初期対応の充実を図ること。
- ・担任及び養護教諭による教育相談を継続的に行い、被害児童生徒の心のケアに努めること。
- ・いじめの問題の未然防止の観点から、予防的・開発的な教育相談や道徳教育の充実を図ること。

## 認知したいじめを速やかに解消した事例1（小学校第6学年男子） ～全教職員による組織的な対応～

### 問題の把握

当該児童から数名の男子に、執拗にいたずらをされたり、冷やかしを受けたりしていることについて担任に相談があり、観察を続けていたところ、数名の女子から嘲笑や冷たい態度をとられるなどの行為を受けていることが判明したため、いじめであるとの事実を確認した。

### 対応状況



### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめのアンケート調査を定期的に実施し、当該児童からの訴えを的確に聞き取る。
- ・学級担任がいじめを受けた児童に対する支援体制を整備する。
- ・全教職員でいじめを速やかに連絡を取り、今後の方針等について説明を行う。

## 認知したいじめを速やかに解消した事例2（小学校第6学年女子） ～いじめ問題対策チームによる組織的な対応～

### 問題の把握

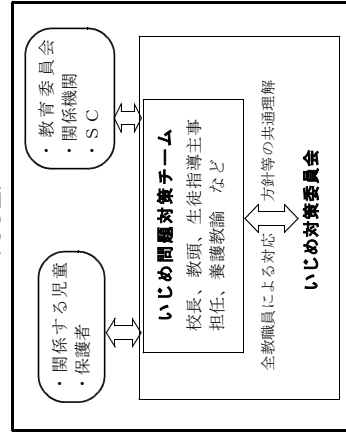
当該児童は、日常的に友人に対するきつい言動があり、仲のよかった女子グループから距離を置かれたり、別の女子児童から悪口を言われたりするようになった。当該児童が10月初旬から家庭で体調不良を訴えるようになった。異変に気付いた保護者が当該児童からいじめを受けていることを聞き、担任に相談した。学校は10月中旬からいじめを認知し解消に向けた対応を進めた。

### 対応状況

【対応の経過】

- 即時的な対応
  - 情報収集
  - 指導方針等の決定
  - 関係児童及び保護者への具体的な対応

【対応図】



### 【組織的な対応】

- ・いじめの認知後、いじめ対策チーム内で、いじめの事実確認等を行う方針について、具体的な対応について検討した。
- ・校長は職員会議で全教職員に対し、対応方針等を示し、共通理解を図った。

### 【関係児童及び保護者への対応】

- ・教頭と担任は当該児童の家庭を訪問し、指導方針及び具体的な対応について説明し理解を得た。
- ・保護者に学校で当該児童の指導方針を伝え、家庭での指導について依頼した。
- ・加害児童の指導方針を伝え、家庭での指導について依頼した。
- ・及び当該児童の指導方針を伝え、家庭での指導について依頼した。
- ・理由があっても、いじめは絶対に許されることではないことを指導する。

### 【各学級での指導】

- ・各学級で児童の発達の段階に応じて、いじめの事実を伝え、仲間を思いやり専ら気持ちの大切さとともに、いじめの加害者や被害者にならないための仲間との望ましい人間関係づくりについて考えさせた。

### 【安心して過ごせる居場所づくり】

- ・当該児童が教室に行くことができず、保健室等の別室を活用し、担任が教室に寄り添って指導し、当該児童が落ち着いて生活できるよう配慮した。
- ・学習委員会がスークカウンセラーの派遣を要請し、当該児童の心のケアを継続的に進めた。
- ・全教職員により、「いじめは絶対に許されない」ことを徹底して指導することから、保護者等が安心して通学できるようになった。
- ・当該児童は、いじめが解消し、保健室等での別室登校を経て、教室で生活・学習できるようになった。

### 【関係機関との連携】

- ・養護教諭が保護者から当該児童に傾向がみられるとの情報を得たことから、保護者に対して医療機関での受診を勧めた。
- ・教頭を中心に学校、家庭、スクールカウンセラー、医療機関が連携して対応を進めた。

### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

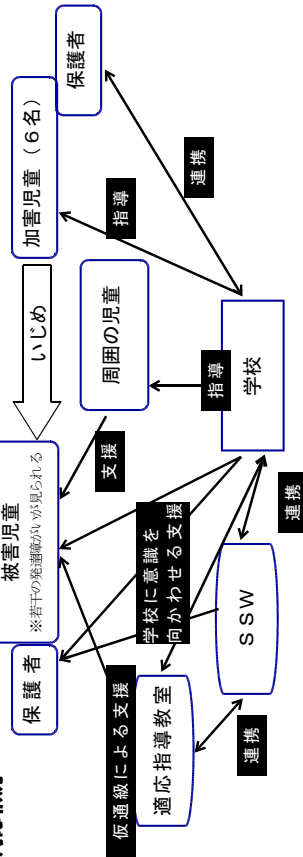
- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、児童生徒の問題行動等に関する情報の収集や記録、共有などを図り、学校の実情に即した取組を全教職員が共通理解の下で進めること。
- ・「生徒指導の3つの機能」を生かしたた学習指導の工夫改善を図り、児童生徒が主体的に参加する授業づくりを進めること。

## いじめを速やかに解消した事例2(小学校第6学年男子) ～SSW(スクールソーシャルワーカー)と連携した対応～

### 問題の把握

6月に当該児童の保護者から「自分の子どもがいじめを受けているようで、学校に行きたくはない。」と連絡を受けた。担任がすぐに家庭訪問を行い、状況を確認したところ、当該児童は「友だちから『体がくさい』など嫌なことを言われる。」と訴えた。担任が、名前の差があった児童に聞き取りを行った結果、6人が日常的に当該児童に対して「くさい」「におう」などと言って、からかっていることを認めた。

### 対応状況



- 6月上旬 保護者からの連絡をもとに事実確認を行った。学校は生徒指導部及び学年部が中心となり、今後の対応を決定し、被害児童宅を家庭訪問して学校の対応について理解を求めた。
- 6月中旬 被害児童が登校できなくなり、家庭訪問を継続して行った。
- 6月下旬 学校はSSWや適応指導教室指導員と連携して対応することとし、今後の対応について協議した。

### 【協議での確認事項】

- 適応指導教室への通級は、「仮通級」であり、あくまでも居場所是学校であるという意識を当該児童にもたせ続けること。
- 「このまま適応指導教室でよい」と考えている母親の意識を、学校復帰に向けさせるよう学校とSSWは連携して教育相談を継続すること。
- 加害児童が謝罪することともに、同級生が被害児童宅に放課後遊びに行くなどして、登校しやすい雰囲気をつくること。
- 加害児童を含め、学級全体に、互いを認め合う気持ちが高まる指導を行うこと。

- 7月上旬 被害児童は適応指導教室への通級を開始した。
- 8月上旬 被害児童は保健室などの別室登校ができるようになった。
- 8月下旬 被害生徒は、加害児童からの謝罪を受け入れられるとともに、2学期より、通常どおり登校できるようになった。

### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・保護者からの訴えに対して迅速はかつ丁寧に対応すること。
- ・一人の兆しを見えれば周囲の児童について、SSWや適応指導教室指導員と連携を図り、子ども一人一人の状況に応じた対応策を検討すること。
- ・被害児童が1日でも早く通常の学校生活を送ることができるよう、加害児童との関係修復や周囲の児童からの支援につけて工夫すること。
- ・発達障がいがいじめのきっかけとなる場合があることから、障がいへの理解を図る指導を行うとともに、互いの良さや違いを認め合う学級経営に努めること。

## いじめを速やかに解消した事例1(小学校第3学年男子) ～「いじめ問題対策チーム」との連携による組織的な対応～

### 問題の把握

いじめを受けた児童の保護者から学校、教育委員会、教育局にいじめの相談電話があった。翌日、学級担任がいじめを受けた児童、いじめた児童2名から聞き取りを行っていることがわかり、いじめと認知した。に悪口や嫌なことを書かれたり、たたかれたり、たたかれたり、いじめと認知した。

### 対応状況 (いじめの概要)

いじめた児童AとBは、仲がよく、一緒に遊ぶことが多い。児童Aといじめを受けた児童Cは、以前はよく一緒に遊ぶ姿が見られたが、5月頃から、児童Aが、児童Cに対していじめを行うようになり、児童Bもそれに加わるようになった。同じ学級の他の児童からは、いじめを尻たり聞いたりしたという報告はなかった。(いじめへの対応)

対応の経過	学校の対応状況	教育委員会の対応状況
6月21日 事実確認 対応方針の 確認、連絡	学級担任が、いじめを受けた児童Cと いじめた児童A、Bと面談して、いじめ の事実を確認した。その後、管理職、生 徒指導部、学級担任で対応方針を決定し た。 〔対応方針〕 ・当該保護者に対し、これまでの経過、 今後の学校生活の様子及び児童の変容 等を詳細に伝える。 ・「かわりプランシート」に基づいて、 全ての教職員がいじめへの対応を行う。 学校から、当該保護者に対し、いじめ の事実及び対応方針を説明した。	・いじめを受けた児童Cの保護者から、教 育委員会と教育局に、いじめの相談電話 があったため、学校に次のことを指導し た。 いじめの事実確認を詳細に行う。 いじめの事実、対応方針を明確にし、 当該保護者に説明する。  【教育局から教育委員会に指導】 ・いじめ問題対策チームを教育委員会に 派遣し、次のことを指導した。 いじめの事実及び学校の対応方針を当該 保護者に伝える。理解を得る。 学校は、「かわりプランシート」を作 成し、誰が、いつ、何をやるのか明確に し、組織的に対応する。
6月27日～ 7月15日 対応の徹底 保護者会の 開催	学級通信で、いじめに対する対応方針 を保護者に周知するとともに、学級指導 員を保護者に開催し、いじめの事実関係 と学校の対応方針について説明した。 管理職が、当該保護者にもういじめが ないことを確認し、解消と判断した。	・いじめの解消に向けて、傍観者への対応 を指導した。 学校及び学級のいじめの対応方針を保 護者に知らせ、説明する。 いじめた児童への指導といじめを受け た児童の見守り体制の強化を図る。 いじめを受けた児童の状況を把握し、 毎日保護者に連絡する。
7月15日～ 教育相談の 充実	校内の指導体制を全職員で再確認し、 教育相談の充実を図ることを決めた。	・いじめ解消の報告を受け、今後につい て、次のことを指導した。 夏休業中は、いじめを受けた児童の 家庭に連絡し、様子を確認する。 2学期に、いじめについて学級指導 員の充実やいじめた児童への指導、いじ めを受けた児童の心のケアなどの充実 を図るよう準備する。

### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめの事実に基づいて対応方針を決定し、保護者、教育委員会へ速やかに報告し、連携を図ること。
- ・具体的に役割分担するなどして、学校がいじめに組織的に対応できる体制を迅速に整えること。



## 認知したいじめを速やかに解消した事例2（小学校第6学年男子） ～電話及び来所相談における対応と家庭・学校との連携～

### 問題の把握

相談者は保護者。友達にいじめられているのを他の保護者から聞いた。保護者は学習面で心配はしていないが、人とかかわり方について心配していた。本人は同級生のいじめととれる行動については気にしていない様子である。

兄弟が自閉症の診断があり、心療内科の医師に相談したところ、当センターの教育相談の紹介があった。子どもに必要な支援について教育相談を希望した。

### 対応状況

#### 1 相談機関の対応

- (1) 電話相談の内容（10月上旬）
  - ・保護者からの電話で状況について話を聞き、子どもの行動上の特徴について聞き取りを行った。
  - ・保護者に教育相談における心理検査の目的やその結果の扱いについて理解を得ながら来所相談を促した。
- (2) 来所相談の内容（11月上旬）
  - ・子どもの生育歴、養育の状況、学校での教育、支援状況を把握し、状況の整理を行った。
  - ・子どもの状況から必要と思われる検査を実施し、諸検査の結果、知能検査等から子どもの状態像をとらえて、保護者に伝えた。
  - ・子どもへのかかわり方として、以下の助言をした。
    - ①全体への説明のあと、個別に話しかけ、簡潔に説明して理解を促す。
    - ②場面に応じた言葉かけや、自分の気持ちや相手の気持ちを代弁するなどして、大人が話し言葉のモデルを示す。
    - ③子どもが少しでも活動に参加できたり、意欲がみられたらほめること。
    - ④保護者から学校に来所教育相談の結果について伝えることで、学校との連携を図っていくこと。

#### 2 相談者の変容

- 担任が子どもの状態像を理解し、積極的に子どもに状態像に応じたかかわりがあったので、同級生の当該児童の理解が深まり、いじめは解消した。

### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・保護者の心情に寄り添いながら、子どものいじめの状態や発達の状況を具体的に把握し、解決の方策を探る相談を行うこと。
- ・子どもにも適切な支援をするためには、子どもの状態像をとらえて、発達や認知処理の特性からかかわり方について考えること。
- ・保護者の了解を得て、各学校等へ速やかに情報提供し、連携を図った支援を行うこと。
- ・保護者と学校が相互に子どもの状態像や発達や認知処理の特性について共通理解すること。

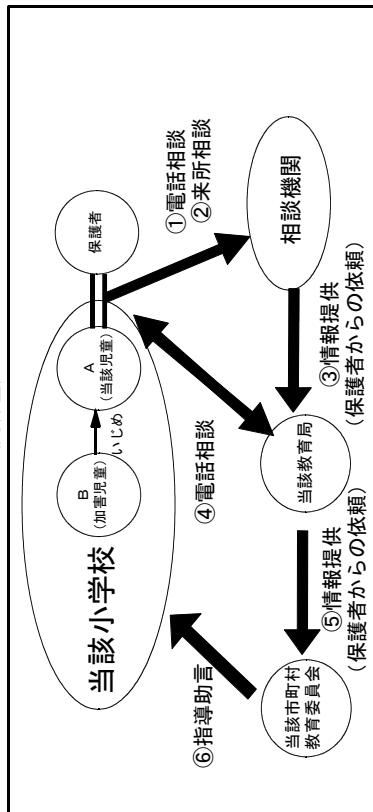
## 認知したいじめを速やかに解消した事例3（小学校第6学年女子） ～相談機関での来所相談を通じて関係機関と連携した対応～

### 問題の把握

電話相談で当該児童の保護者より子どもがいじめを受けているとの相談があり、内容を確認後、保護者からの依頼を受け教育高へ情報提供した。教育高は保護者との電話相談により把握した状況を、保護者からの依頼を受けて当該市町村教育委員会に情報提供し、学校での対応を促した。その後、再度保護者から当該生徒に対するいじめの再発防止に向けた電話相談があり、当該児童と一緒に来所相談を行うことを促し実施した。

### 対応状況

〔関係図〕



### 〔対応の経過〕

#### ○電話相談での対応

- ・1回目…保護者から当該児童に対するいじめの内容（仲間はずれ、無料通話アプリでの誹謗中傷など）を確認し、保護者の依頼を受け当該教育局に情報提供した。教育局では保護者と電話相談で把握した詳細な状況を保護者の依頼を受け、当該市町村教育委員会に情報提供し、当該小学校に迅速かつ適切に対応するよう促した。小学校はいじめ認知後、解消に向けた取組を進めた。

- ・2回目…保護者から当該児童に対するいじめは解消したものの、当該児童が再びいじめを受け、当該市町村教育委員会に情報提供を受けた。保護者に対して当該児童と一緒に来所し、当該生徒の発達の状況を把握し、今後の対応について相談することを促した。

#### ○来所相談での対応

- ・保護者からの聞き取りや心理検査等を実施し、当該児童の状態像を把握した。
- ・保護者と当該児童を分けて相談を実施し、それぞれの思いを傾聴し、今後の教育的な対応について助言を行った。
- ・相談後、保護者の依頼を受け、相談の状況を通じて当該教育局を通じて市町村教育委員会及び小学校に情報提供し、相談の状況を踏まえた対応を行うよう伝えた。

### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・当該児童生徒に関係する関係機関が速やかに連携した対応すること。
- ・関係機関ごとの相談・指導等の役割分担を明確にして対応すること。